

知っ得！ せとうち便

お知らせ

後期高齢者医療保険 保険料額が決定

後期高齢者医療保険の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

【保険料額決定通知書の送付】

令和3年度保険料額決定通知書を7月下旬に送付しますので、保険料額と納付方法を確認ください。
納付書で納付する場合は、納入通知書（納付書）を送付します。

2. 【基礎控除】の変更点

税制改正の影響により基礎控除が10万円引き上げられますが、合計所得によって下記のとおり変更になります。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和2年度	令和3年度
2,400万円以下	33万円 (所得要件なし)	43万円
2,400万円超		29万円
2,450万円超		15万円
2,500万円超		適用なし

国税務課

☎0869-22-1114

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086-245-0090

1. 令和3年度保険料（年額）の算出方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 46,600 \text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{賦課のもととなる所得金額}) \times (\text{所得割率 } 9.17\%) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの年間保険料} \\ (\text{限度額 } 64 \text{万円}) \end{matrix}$$

※1人当たりの年間保険料は、100円未満を切り捨てます。
※保険料は年度（4月から翌年3月までの12カ月）で計算され、年度の途中で加入した場合は加入した月から計算されます。
※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額等（雑所得、事業所得、給与所得等の総所得金額と、分離課税の株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、山林所得等の合計額）から、基礎控除（右表参照）を控除した金額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。ただし、遺族・障害年金などは除きます。
※分離課税の所得がマイナスの場合は0円として合算します。

3. 【均等割額軽減の割合基準】の変更点

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。本則7割軽減の人は、これまで上乗せして軽減（7.75割）されていましたが、世代間の公平の観点などから、令和元年度から段階的に見直されており、これまで7.75割軽減となっていた人は7割軽減に変更になります。

令和2年度の対象者の所得要件 (世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯)	均等割額の軽減割合	令和3年度の対象者の所得要件 (世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯)	均等割額の軽減割合
【令和元年度における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7.75割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円	7割
【令和元年度における8割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、ほかの所得なし	7割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数)	5割
33万円+28.5万円 × (被保険者数) 以下	5割	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数)	2割
33万円+52万円 × (被保険者数) 以下	2割		

国民健康保険高齢受給者証を送付します

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の人を対象に、加入している医療保険者から交付されます。

【高齢受給者証の更新】

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。毎年8月1日で更新されますので、7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい高齢受給者証を窓口にて提示してください。

【自己負担割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合（右表参照）は、所得によって異なります。世帯内の国民健康保険加入者の増減や所得に変更があった場合などは、自己負担割合が変わることがあります。

岡山県後期高齢者医療広域連合 岡山県国民健康保険給付課 ☎0869-22-1790

自己負担割合

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般	2割
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	

国民健康保険税の 算定方法を変更

【控除額の変更】

税制改正の影響により、課税対象所得を計算する際の基礎控除額が、合計所得金額によって次のとおり変更になります。

基礎控除額の変更

合計所得金額	基礎控除額	
	令和2年度	令和3年度
2,400万円以下	33万円 (所得要件なし)	43万円
2,400万円超		29万円
2,450万円超		15万円
2,500万円超		適用なし

の世帯の被保険者数と前年の所得で軽減割合（7割・5割・2割）を判定します。

軽減の判定基準額の変更

軽減割合	令和2年度の軽減判定基準額 (世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯)	令和3年度の軽減判定基準額 (世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯)
7割	33万円	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円
5割	33万円+ 28.5万円 × (被保険者数)	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数)
2割	33万円+ 52万円 × (被保険者数)	43万円+ (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数)

ねんぎんのおはなし

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 国民年金保険料が免除となる場合があります



新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の、臨時特例による免除申請を受け付けています。次の条件に該当すると思われる人は、申請手続きをしてください。

▷対象者

次の①②の条件をいずれも満たす人

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響による失業などで収入が減少した
- 令和2年2月以降の所得状況をみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる

※詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

▷対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料

※令和元・2年度分もさかのぼって申請できます。

▷申請先

- 市役所国保年金医療給付課、各支所・出張所の窓口または年金事務所

▷申請に必要なもの

- 一般の人：国民年金保険料免除・納付猶予申請書、簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）
- 学生の人：国民年金保険料学生納付特例申請書、簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）、学生証のコピーまたは在学証明書

※申請する期間により、申請書が2枚必要となる場合があります。

※申請書などは日本年金機構ホームページからダウンロードできます。また、市役所国保年金医療給付課、各支所・出張所の窓口にも備えています。

【日本年金機構ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

岡山県国民年金医療給付課

☎0869-22-1790

岡山県東年金事務所

☎086-270-7925（自動音声案内2番）



日本年金機構
ホームページ

0869-22-1114
国税務課

お知らせ

募集

催し物

相談

後期高齢者医療 被保険者証を送付

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は、7月31日までです。

【被保険者証の更新】

7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）を特定記録で送付します。8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口で提示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分は前年の所得により毎年判定するため、割合が変更になる場合があります。

【減額認定証の更新】

所得区分が低所得者ⅡまたはⅠの被保険者が入院する際や高額な外来診療を受ける際には、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減

一部負担金の割合

現役並み所得者	3割負担
一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ	1割負担

※3割負担と判定された人でも、次の要件に該当する場合は、申請により1割負担となります。
 ・世帯に被保険者が2人以上いる場合の収入合計額が520万円未満（世帯に被保険者が1人の場合は383万円未満、もしくは383万円以上であっても、同じ世帯の70～74歳の人を含めた収入の合計が520万円未満）
 ・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびその属する世帯の被保険者については、旧ただし書き所得（総所得から基礎控除43万円を差し引いた額）の合計が210万円以下

きは必要ありません。

ただし、次に該当する人は

ご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、税務課で申告をしてください。申告により所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなった場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し送付します。

②長期入院をした人

令和2年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで、減額認定証を持っていた期間内に入院が通算90日を超える人は、国保年金医療給付課で申請をすることで、1食当たりの食事が160円となる減額認定証が交付されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなる場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続

ません。

【限度額適用認定証の更新】

一部負担金の割合が3割の人で、課税所得14.5万円以上69.0万円未満の被保険者および同世帯の被保険者は、申請により後期高齢者医療限度額適用認定証（限度額認定証）が交付されます。医療機関などを受診する際には、限度額認定証を提示すること

で、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。現在、限度額認定証をお持ちで引き続き該当する場合は、新しい限度額認定証を被保険者証に同封し送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人は

ご注意ください。

●世帯内の被保険者に所得の未申告者がいる人

世帯に前年の所得を申告していない被保険者がいる場合、新しい限度額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

【交通事故にあったとき】

交通事故など第三者から傷害を受けた場合は、加害者が医療費を全額負担することが原則です。

ただし、やむを得ず被保険者証を提示して医療機関などを受診する場合は、自己負担の有無にかかわらず届出が必要です。

【国保年金医療給付課】

☎0869・22・3958

【所得の申告先】

☎0869・22・1114

【国税務課】

☎0869・22・1114

障害のある人への サービス

障害のある人へのサービス（事前申請が必要）を紹介します。対象者、条件などにより、サービスを受けられない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【運賃の割引など】

電車やバス、タクシーなどを利用する場合に手帳を提示すれば、運賃の割引が受けら

れます。

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【福祉タクシー利用券】
在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付しています。

▽対象者 在宅の身体障害者手帳1・2級所持者および療育手帳A所持者

②医療費の助成
【育成医療・更生医療】

障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療費の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者 18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者 通院医療を受けている精神障害のある人

③各種手当など
特別児童扶養手当、特別障

害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。

④障害福祉サービス

障害の程度に合わせたサービスを受けられます。

種類	内容
居宅介護	自宅で入浴・排泄・食事などの支援をする
短期入所	夜間も含めた短期間、施設で介護をする
生活介護	介護・創作活動などを行う
就労継続支援	就労や生産活動などの機会を提供し支援する
児童通所支援	日中、日常生活動作や適応訓練を行う

⑤意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

▽対象者 聴覚障害のある人

⑥福祉用具などの給付

【補装具】
日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや器具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。

▽対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者

【日常生活用具】

ストマ用具、紙おむつ、歩行支援用具などの用具が給付されます。

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者など

⑦障害福祉サービス通所者交通費助成金交付

障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）へ

鉄道、バスなど公共交通機関を利用して通所している障害者に対し、通所に関する交通費の一部を助成します。

※自分で運転する自家用車、自転車、徒歩での通所、事業所の送迎の人は対象外

⑧各種助成事業（事前相談必要）

障害者自動車運転免許取得および自動車改造助成、難聴児補聴器購入費等助成などの制度があります。

⑨ヘルプマーク・ヘルプカード

義足などを使っている人や内部障害の人、妊娠初期の人などが外見から分かりにくい人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。福祉課などの窓口で交付しています。

⑩ほっとパーキングおかやま
車いすマークの駐車場を利

身体障害者相談員（10人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ （市外局番 0869）
大森 進（おおもり すずむ）	邑久	22-1965
木村 晴子（きむら はるこ）		22-0646
雪上 緑（ゆきうえ みどり）		22-0705
砂場 邦彦（すなば くにひこ）		24-0263
川井 佳子（かわい けいこ）		22-2338
岸野 康人（きのの やすと）		22-1498
久保木 多喜子（くぼき たきこ）	牛窓	34-3534
高牟禮 佑而（たかむれ ゆうじ）		080-2935-0968
小山 恵（こやま めぐみ）	長船	26-3416
初治 仁子（ういじ ひとこ）		26-2579

知的障害者相談員（3人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ （市外局番 0869）
藤林 小百合（ふじばやし さゆり）	邑久	22-9777
大崎 明美（おおさき あけみ）	牛窓	34-2215
大塚 真理子（おおつか まりこ）	長船	26-3695

用することができます。

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、要介護者、妊産婦（期限がありません）など

⑪有料道路通行料金の割引
障害者（児）（介護者）が有料道路を利用する際、割引を受けることができます。

⑫福祉有償運送
単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制限がある人に対し、低料金で福祉車両での送迎（乗降介助を含む）をします。事業者への事前登録が必要です。

⑬身体・知的障害者相談員（10名）
身体障害者相談員（10名）を知的障害者相談員（3名）を各地域に設置しています（左表参照）。

⑭その他情報提供
瀬戸内市地域自立支援協議会では市内の障害福祉サービス事業所などの情報を提供しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、障害福祉サービスなどをまとめた冊子「障害者（児）の福祉について」は福祉課にあります。

【福祉課】

☎0869・26・5943

幼児教育・保育の無償化の請求手続きを

「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)を受けている人で、令和3年4月から6月までの間に施設などを利用した人は、償還払い(キャッシュバック)の手続きをすることができません。

該当する人は、請求書に「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」などの必要書類を添えて、市へ請求手続きをしてください。詳細は、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

子育て支援課
☎0869・26・5946

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家計状況の悪化の影響を勘案した

生活支援を行うため、低所得のひとり親世帯の人へ給付金を支給しています。

児童扶養手当受給者以外の人で、対象となる人は、まずは子育て支援課へご相談ください。なお、低所得のふたり親の人は今回の対象とはなりませんのでご注意ください。

申請方法などの詳細は、市ホームページをご確認ください。

▽対象者

次のいずれかに該当するひとり親などの人

- ① 公的年金等を受給しており収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人

▽支給額

児童1人当たり5万円



市ホームページ

子育て支援課
☎0869・26・5947

マイナンバーカードの出張申請受付を行います

市内の支所・出張所でマイナンバーカードの出張申請受付を行います。

▽場所・日時

- ・7月20日(火) 裳掛出張所
 - ・7月27日(火) 牛窓支所
 - ・7月28日(水) 長船支所
- 午前9時～午前11時30分

▽持参するもの

運転免許証などの本人確認書類、交付申請書または個人番号通知カード(持っている人のみ)

※瀬戸内市に住民登録がある人が対象です。



申請・交付休日窓口もご利用ください!

▽日時

- ・7月11日(日)、25日(日)
 - ・8月8日(日)、22日(日)
 - ・9月12日(日)、26日(日)
- 午前9時～午後4時30分



注意 コロナ禍では特に熱中症に注意しましょう!



熱中症は毎年7月から8月にかけて多く発生しており、特に梅雨明けで蒸し暑くなる7月は熱中症による救急搬送者数や死亡者数が急増します。昨年、瀬戸内市管内では18人が熱中症で救急搬送されました。

また、コロナ禍の現在は「身体的距離の確保」「マスクの着用」「3密(密集・密接・密閉)を避ける」などの「新しい生活様式」を実践することが求められています。そのため、昨年と同様に今夏も、これまでと異なる生活環境下で例年以上に熱中症に気を付けることが重要です。

感染症と熱中症をともに予防するため、次のことに気を付けましょう。

【熱中症の予防対策】

●暑さを避ける

感染予防のため窓を開放したり換気扇で換気したりしながら、エアコンなどの温度をこまめに調節しましょう。また、暑い日や日差しが強い時間帯は外出を控えましょう。

●適宜マスクをはずす

気温や湿度が高い中でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため注意が必要です。周囲の人と十分な距離(2メートル以上)をとった上で、適宜マスクをはずしましょう。

●こまめに水分補給する

のどが渇く前にこまめな水分補給をしましょう。たくさん汗をかいたときは、スポーツドリンクや塩あめなどで塩分も補給しましょう。

●体調を整える

体調が悪いと感じたときは、無理をせず自宅で静養しましょう。また、暑さに備えた体作りをしましょう。

【熱中症の応急手当】

- 日陰など涼しい場所へ移動させ、衣服を緩める。
- 首筋、脇の下、太ももの付け根に冷たいタオルや氷を当てて冷やす。
- 冷たい水やスポーツドリンクなどを飲ませ、水分補給をする。
- 自分で水分摂取できない場合や意識障害が見られる場合は、すぐに病院へ搬送する。

【高温注意情報】

気象庁は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までの期間中、当日または翌日の最高気温がおおむね35度以上になると予想される場合には「高温注意情報」を発表しています。発表された際には、特に熱中症に注意しましょう。

消防本部警防課 ☎0869-22-1492

市内を流れる河川の水質改善など、市の良好な環境を守っていくため、ご協力をお願いします。



下水道マスコットキャラクター「スライイ」

下水道課
☎0869・22・5151

漏水の早期発見に努めましょう

漏水は、少量であっても長期間放置すれば、大きな使用水量につながります。

使用水量が多いと感じたときは、蛇口を全部閉めて水道メーターを確認してください。

水道メーターの中のパイロット(銀色の円盤)が回っていたら、漏水の可能性がりますので、市が指定する給水装置工事業者(指定工事店)へ調査・修理を依頼してください。

なお、調査・修理などには費用がかかりますので、指定工事店と相談の上、ご依頼ください。

宅地内での水道管のひび割れや給水器具(蛇口・温水器など)の故障などにより漏水した場合は、漏水分の水道料金は使用者負担となります。

ただし、地下や壁の中での漏水の場合、指定工事店が修理すると、使用水量認定(減量)の対象となる場合がありますので、水道業務課へご相談ください。



水道メーターの自主点検を行いましょう

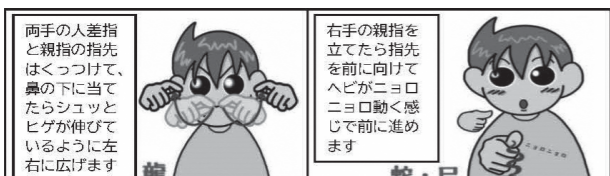
なお、指定工事店以外の業者や個人で修理した場合は対象になりません。平素から水道メーターの自主点検を行い、漏水の早期発見に努めましょう。

料金、使用水量認定については

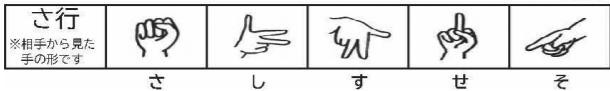
水道業務課
☎0869・22・1325

ミニ手話コーナー

指で50音を、手話で干支を表現してみよう③



イラスト協力:はっし



お祭りなどの露店には 消火器の設置が必要です

祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多くの人が集まる催しで火気器具などを使用する場合は、次のことを守ってください。

- ①露店などの開設届出
事前に消防本部へ「露店等の開設届出書」を提出してください。様式は市ホームページ(消防本部ページ)からダウンロードできます。
- ②消火器の設置
消火器は、火気器具を取り扱う店舗ごとに準備してください。ただし、同一テナント内



消火器準備!

に複数の店舗を開設する場合は、共同で準備しても構いません。

▽火気器具など ガスコンロ、電気コンロ、フライヤー、グリル、発電機など

▽消防本部予防課
☎0869・22・1493
FAX 0869・24・1677

リフレッシュ瀬戸内

「リフレッシュ瀬戸内(海岸清掃)」を実施します。美しいまちづくりを推進するため、皆様のご協力をお願いします。

- ▷日時 7月7日(水) 午後5時30分~午後6時(小雨決行)
- ▷場所
・牛窓町牛窓 むしろえ 庭江海岸
・邑久町虫明 むらぎ 扇海岸
- ▷集合場所 現地(いずれかの海岸)
※ごみ袋・軍手は市で用意します。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。



▽建設課
☎0869-22-2649

募集

水道メーター検針員の募集

水道メーターの検針を行う検針員を募集しています(随時受付)。興味のある人はお気軽にご連絡ください。

- ▽業務内容
市内各世帯および事業所などの水道メーターを、奇数月の15日から25日の間の基準日をもとに検針する業務です。
※検針件数は1地区当たり300件から600件程度。地区により件数は異なります。
- ▽委託料 1件につき84円
※委託契約のため社会保険・雇用保険はありませんが、傷害保険があります。
- ▽応募資格
原則20歳以上の人で、瀬戸内市の土地勘のある人。責任を持って検針用端末の操作や管理ができ、期日に検針ができる人。

▽申込上水道業務課
☎0869・22・1325

市民後見人になりませんか

権利擁護センターはととせとうちでは、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、身近な地域で支援する「市民後見人」の養成研修事前説明会を開催します。成年後見制度や市民後見人に関心のある人は、電話で申し込みの上、ご参加ください。

- ▽日時 8月5日(木) 午前10時~午前11時30分(午前9時30分受付開始)
- ▽場所 市総合福祉センター(午前9時30分受付開始)
- ▽定員 30人(先着順・定員になり次第締切)
- ▽参加費 無料
- ▽申込期限 7月30日(金)
- ▽申込先 権利擁護センターはととせとうち
☎0869・24・7711



夏の節電にご協力ください

身近な工夫でかしく節電しましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- こまめにスイッチを切って電気の使用は必要最小限にしましょう
- 使っていない電化製品のコンセントはプラグから抜いて待機電力を削減しましょう
- エアコンの設定温度、風向きを調整しましょう
- 照明の明るさや点灯時間を調整しましょう
- 冷蔵庫の開閉をできるだけ減らし、食品は詰め込みすぎないようにしましょう
- これ以外にもできることはたくさんあります。何事も意識して実行することが大切です。家計にもやさしい取り組みをぜひ実践してみてください。なお、熱中症には注意して、くれぐれも無理のない範囲でお願いします。

▽生活環境課
☎0869・22・1899

傾聴ボランティア養成講座

相手の言葉に耳を傾け、心で聴いて受け止める「傾聴」。地域生活支援センタースマイルでは、福祉施設などで「傾聴ボランティア」として活動することを希望する人を対象に、傾聴のコミュニケーション技法を学ぶことができる講座を開催します。

- ※フェイスシールドを着用しての受講になります。
- ▽日時 8月19日・9月2日・16日・10月7日・21日・11月4日(いずれも木曜日) 午前10時~正午
- ▽場所 瀬戸内市地域生活支援センタースマイル
- ▽対象者 なるべく全日程受講できる人
- ▽講師 森口章氏(岡山県公立学校学校カウンセラー)
- ▽定員 15人(先着順・定員を超えた場合のみ連絡)
- ▽参加費 無料
- ▽申込先 瀬戸内市地域生活支援センタースマイル
☎0869・22・9600

はかりの定期検査を受けましょう

取引や証明に使っているはかり(家庭用を除く)は、2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。本市は今年度が検査年度となっております。次のとおり定期検査を行います。

- 検査対象となるはかりを使用している人は、最寄りの会場で必ず検査を受けてください。
- 秤量500gを超えるはかりは、一般社団法人岡山県計量協会に依頼して、代検査を受検してください。
- 現在使用しており、これからも使用する予定のないはかりについては、検査を受ける必要はありません。
- 定期検査が必要なはかり
・商店、事業所、農協、漁協などで商取引に使っているもの
・全に量り売りや出荷などの農家が庭先取引や箱(袋)詰めして農産物を出荷(個人取引)するときを使うもの
・一般運送事業者宅配便の取扱店における料金特定に使うもの

- ▽検査場所・日時
●長船支所 7月20日(火) 午前10時30分~正午 午後1時30分~午後3時
- 牛窓支所 7月21日(水) 午前10時30分~正午 午後1時30分~午後3時
- 瀬戸内市役所 7月26日(月)、27日(火) 午前10時30分~正午 午後1時30分~午後3時
- ▽一般社団法人岡山県計量協会
☎086・286・8950
- ▽産業振興課
☎0869・22・1284

協働提案事業成果報告会を開催します

令和2年度に実施した協働提案事業の成果報告会を開催します。報告会は感染症対策のためオンライン(YouTube)で一般公開します。視聴を希望する場合は、企画振興課まで事前にお申し込みください。

- ▷日時 7月8日(木) 午後1時30分~午後3時35分
- ▷対象 地域活動に興味、関心を持っている人
- ▷申込方法 7月5日(月)午後5時までに氏名、電話番号、メールアドレス、YouTubeアカウントの有無、活動団体名(市内の市民活動団体に所属している場合)をメールでお送りください。なお、報告会のURLは別途ご連絡します。
- ▷その他 一般公開はYouTubeを使用していきますので、YouTubeを視聴できる環境を準備してください。なお、視聴に係る通信費などは視聴者の負担となります。

▽企画振興課 ☎0869-22-1031
mail kikaku@city.setouchi.lg.jp

外あそびコラム

「家から一歩出たら、外あそび」

コロナ禍により、屋外で体を動かす機会が減っています。その分、テレビやパソコン、スマートフォンの画面を見る機会が増えて目が疲れたなと思いませんか。そんな人におすすめの外あそびを紹介します。

家から一歩出たら、まずは深呼吸。そして、少し先、次に遠方、次に近くの順番で約10秒ずつ自然を眺めて目の体操。

瀬戸内市には豊富な自然環境があります。四季の移ろいやその日の天候に触れることで五感が刺激されます。毎日続けていると、頭がすっきり。家から一歩出たら、外あそびのはじまりです。

こども政策課 プレーリーダー松田

お知らせ
募集
相談

岡山
トータルサポートセンター
0869-22-3800
0869-22-3801
FAX 0869-22-3801



市ホームページ

- ▽ 高島野十郎展 (1890-1975) は福岡県久留米市に生まれ、東京帝国大学を卒業後、念願だった画家への道を選びました。
- その孤独と旅を愛した生涯、徹底的な写真による独自の絵画は没後に光があてられ、今日では幅広い人気を得ています。
- このたびの展覧会では、野十郎の豊富なコレクションを

もの忘れや認知症が心配な本人またはご家族を対象に、もの忘れ相談会を開催します。相談は予約制(1人約30分)です。電話、FAX、市ホームページのメールフォームで相談者の氏名と連絡先をご連絡ください。

もの忘れ相談会

相談



催し物

瀬戸内市立美術館 展覧会



生誕130年記念
高島野十郎展

誇る福岡県立美術館の所蔵作品から、いまだ多くの謎に包まれた野十郎の魅力を広く紹介します。

▽ 開催期間 7月19日(月)まで

▽ 観覧料 一般800円、団体(20人以上)・65歳以上700円、中学生以下無料

1 フランス芸術文化
勲章受章作家
ベル串田物語展

岡山県で生まれ、二科会に所属し活躍した洋画家のベル串田(1913-1994)。ベル串田は国内だけでなく、フランス芸術文化勲章を受章するなど、海外でも評価されました。

本展は、岡山に残る作品約60点や遺品を展示し、60年にわたる画業を顕彰する回顧展です。世界を魅了したベル串田の生涯をご覧ください。

▽ 開催期間 7月24日(土)～8月8日(日)

▽ 観覧料 一般400円、団体(20人以上)・65歳以上



高島野十郎「からすうり」



ベル串田「若草日記」1979年

300円、中学生以下無料
【以下、展覧会共通】

▽ 開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▽ 休館日 7月5日(月)、12日(月)、26日(月)

※20日(火)～23日(金)は展示替えのため休館。

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、展覧会の開催期間を変更したり美術館を閉館したりする場合があります。当館ホームページおよびSNSにてお知らせしますので、ご確認ください。

岡山県で生まれ、二科会に所属し活躍した洋画家のベル串田(1913-1994)。ベル串田は国内だけでなく、フランス芸術文化勲章を受章するなど、海外でも評価されました。

本展は、岡山に残る作品約60点や遺品を展示し、60年にわたる画業を顕彰する回顧展です。世界を魅了したベル串田の生涯をご覧ください。

▽ 開催期間 7月24日(土)～8月8日(日)

▽ 観覧料 一般400円、団体(20人以上)・65歳以上



My Town Topics

まちの話題

問 秘書広報課：0869-24-7095

い つまでもお元気で

100歳を迎えた高齢者をお祝い

5月9日に満100歳を迎えた船木清子さん(長船町)の長寿のお祝いに、武久頭也市長らが訪問し、お祝い状などを贈呈しました。

長船町の舟山で生まれた船木さんは、23歳の時に同じ舟山の人と結婚し、農業や乳牛の世話をしながら会社に勤めていました。また、虫明焼作家の岡部紫山氏を弟に持ち、ご自身も絵手紙や塗り絵が得意とのこと。手先も器用で、今でもズボンの裾や雑巾などを縫っているそうです。

長寿の秘訣は「愚痴を言わず、よく食べること」。

船木さん、これからもますますお元気で過ごしてください。



お祝い状を受け取る船木さん(写真左)

瀬戸内市の味

ガラエビと小松菜のレモンパスタ



- ◆材料(2人分)
- スパゲッティ(200g)
 - ガラエビ(100g)
 - 片栗粉(適量)
 - 油(適量)
 - 小松菜(1/2把)
 - しめじ(1/2パック)
 - オリーブオイル(大さじ3)
 - にんにく(1片)
 - 塩・こしょう(適量)
 - レモン(1/2～1個)
 - 粉チーズやパセリ(適量)

◆作り方

- ①小松菜は3～4cmの長さに切り、しめじは小房に分ける。にんにくは薄切りにする。
- ②ガラエビは頭と尻尾を切って洗い、キッチンペーパーで水気を取る。片栗粉をまんべんなく振り、油で揚げる。
- ③鍋に湯を沸かしてスパゲッティを入れ、袋の表示どおりの時間ゆでる。
- ④フライパンにオリーブオイル、にんにくを入れて弱火で炒め、香りが立ってきたら、小松菜、しめじを加えて炒める。
- ⑤④に②、③を加えて塩・こしょうで味を整え、レモンを絞る。
- ⑥お好みで粉チーズやパセリを振る。

今月のレシピは 農協女性部です。
健康づくり推進課 0869-26-5961



消費生活 安心ほっとライフ

第44話

マッチングアプリで知り合った女性にダイヤモンドを購入させられた…もしかしてデート商法!?

<相談内容>

マッチングアプリで知り合った女性と会うことになったが、女性の勤務先の宝石店に案内され、アクセサリー購入の勧誘を受けた。「後に結婚するときに使える」と言われ、断りにくい雰囲気だったこともあり、ダイヤモンドを購入してしまった。クーリング・オフできるか?

<注意点>

恋愛感情につけ込んでアクセサリーなどの高額商品を買わせる悪質商法を「デート商法」と言います。特に若者が多く被害に遭っており、次のような事例があります。

- ・知らない異性から電話があり、後日会ったところ宝石購入の勧誘を受けた。
- ・婚活サイトで出会った人から投資用マンションの勧誘を受け、購入してしまった。

特定商取引法の訪問販売に該当する場合、法律に定められた事項が正しく記載されている契約書を受け取った

日から8日間はクーリング・オフができます。また、8日間を過ぎた場合でも、状況によって取り消せる可能性があります。過去のメッセージのやりとりなどは消去せず、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

【もし勧誘を受けたら…】

好意的な振る舞いは商品を買うための手口かもしれないと冷静に考え、注意しましょう。また、相手から商品の購入やサービスの契約を勧められた際には、すぐに契約したりお金を借りたりせず、必要がなければきっぱり断りましょう。また、出会い系サイトで有料のポイントを買ってやりとりするよう勧誘され、相手に会えず、金銭的被害に遭うこともありますので、注意しましょう。

瀬戸内市消費生活センター 0869-24-8011
※消費生活相談は『消費者ホットライン 05局番なし188(イヤヤ!)]もご利用できます。